

## 埼玉県レッドデータブック植物編改訂調査検討委員会設置要綱

令和2年2月12日決裁

### (目的)

第1条 埼玉県レッドデータブック植物編改訂に係る調査に関して、専門的見地からの助言、協力を得るため、埼玉県レッドデータブック植物編改訂調査検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、助言、協力を行う。

- (1) 埼玉県レッドデータブック植物編改訂調査に関すること
- (2) 希少野生植物の選定、評価に関すること
- (3) 埼玉県レッドデータブック植物編改訂版（第4版）の掲載内容に関すること
- (4) その他事業の円滑な遂行に必要な事項

### (構成)

第3条 検討委員会の委員は15名以内とし、学識経験者等で構成する。

- 2 検討委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、検討委員会の会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときその職務を代理する。

### (会議)

第4条 検討委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 検討委員会の進行は、委員長がつかさどる。
- 3 委員長は、必要に応じて検討委員会に委員以外の出席を要請することができる。

### (事務)

第5条 検討委員会の庶務は、環境部みどり自然課で処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年2月12日から施行し、編集委員会の設置をもって廃止する。